



職場のマタハラで つらい思い、していませんか？

「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！

この様なことを理由として

- ・妊娠、出産
- ・産休、育休
- ・妊婦健診やつわり、切迫流産で仕事を休んだなど

不利益取扱いを行うことは違法です

- ・解雇
- ・退職の強要
- ・正社員からパートへの契約変更の強要など

ご相談・お問い合わせは労働局雇用均等室へ

※相談は無料です。秘密は守られます。

雇用均等室

検索



厚生労働省

都道府県労働局